

佐賀県告示第369号

佐賀県建設工事請負契約約款（平成9年佐賀県告示第25号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第34条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>（甲の解除権）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙</p> | <p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第34条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>（甲の解除権）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>は、請負代金額の10分の1（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p> <p>5 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保（利付国債に限る。）の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第3項の違約金に充当することができる。</p> | <p style="text-align: center;">（契約が解除された場合等の違約金）</p> <p>第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、<u>請負代金額の10分の1（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p>(2) <u>乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合</u></p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合（第48条第1項の規定により解除した場合を除く。）は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) <u>乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p>(2) <u>乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第46条の2 略</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにおいてはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、</p> | <p>(3) <u>乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p>3 <u>第1項の場合（前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。この場合において、前項中「担保」とあるのは、「担保（利付国債に限る。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第46条の3 略</p> <p>2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条、<u>第46条の2第2項又は第46条の3</u>の規定によるときにおいてはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の2の規定によるときは甲が定め、前2条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第49条の2 乙は、<u>第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、第46条の2第2項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も、同様とする。</u></p> <p>2・3 略</p> | <p>の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、<u>第46条の2第2項又は第46条の3の規定によるときは甲が定め、前2条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。</u></p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第49条の2 乙は、<u>第46条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、第46条の3第2項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も、同様とする。</u></p> <p>2・3 略</p> |